

総務省による「年金に関する行政評価・監視」について

- ・平成16年行政評価監視の概要 1
年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
(平成16年12月3日 総務省)
- ・年金に関する行政評価・監視結果に基づく第2次勧告 11
(平成16年12月 総務省)
- ・年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
の勧告に伴う改善措置状況(回答) 25
(平成17年10月5日) (抜粋)
- ・年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
の勧告に伴う改善措置状況(回答)の概要 27
(平成17年10月5日)
- ・年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
の勧告に伴う改善措置状況(その後の回答)の概要 37
(平成20年3月31日)

平成16年12月3日

総務省

年金に関する行政評価・監視 — 国民年金業務を中心として —

＜評価・監視結果に基づき第2次勧告＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、平成16年10月8日の第1次勧告に引き続き、6管区行政評価局（支局を含む。）及び12行政評価事務所が、16年8月から9月にかけて実地に調査した結果等に基づき、厚生労働省に対して、16年12月3日に勧告するものです。

概 略

経 緯

年金法案の国会審議やマスコミの報道を通じて、社会保険庁の年金業務の問題点が顕在化。特に国民年金の未加入問題や未納問題について、世論の厳しい批判

5月14日の麻生総務大臣の指示を受け、国民年金業務を中心として行政評価・監視の実施に着手

(参考)

- ・国民年金未加入者が多数存在：未加入者数63万5,000人
(平成13年10月推計)
- ・国民年金保険料未納者が多数存在：納付率63.4%(平成15年度)



第1次勧告（平成16年10月8日）

厚生労働省に対して、以下の勧告

- ① 住基ネットシステムを活用した未加入者の把握、年金受給者の現況届等の廃止
- ② 保険料納付率等について、中期目標を達成するための年度別の目標値の設定
- ③ 業務量に応じた社会保険事務局等の定員配置の見直し等

第2次勧告の柱

第1次勧告後の厚生労働省（本省）の調査結果及び社会保険事務局、社会保険事務所等の調査結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

1 適用業務の的確な実施

職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者への届出勧奨に応じないすべての者に対する職権適用の実施

2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

口座振替の勧奨の推進、強制徴収手続を行う対象者の拡大、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直し

3 被保険者等に対する窓口サービスの改善

長時間の待ち時間解消対策の実施。年金相談センター等の相談窓口の配置数の見直し

4 人事交流の拡大

社会保険庁（本庁）・社会保険事務局間の人事交流の拡大、社会保険事務局相互間における人事交流の実施

勧告先：
厚生労働省
勧告日：
平成16年12月3日

勧告事項① 適用業務の的確な実施

現状・実態

- ◎ 厚生年金等の被用者年金の加入者(第2号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。しかし、届出を行わない者も多く、社会保険庁は、第1号種別変更未届者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知(勸奨状の送付)を行うよう、社会保険事務局等に指示。2回にわたり勸奨状を送付しても、2回目は効果が著しく低く、半数近くが第1号被保険者への届出勸奨に応じない状況(平成15年度、9事務局)
 - 76.3万人中、1回目の勸奨効果33.7万人(44.1%)、2回目の勸奨効果7.3万人(9.6%)、勸奨効果なし35.4万人(46.3%)
 - 勸奨状の送付に係る予算(平成16年度、全国)は約7億円、勸奨状送付対象者数:641万5,000件(1件当たりの送付単価:110円)
- ◎ 勸奨状の送付後の取扱いは、社会保険事務局等に一任
 - 調査した35社会保険事務所のうち、職権適用未実施が30事務所(85.7%)、職権適用を実施している5事務所(14.3%)においても、対象者を35歳未満の者に限定するなど、必ずしも国民皆年金の理念に沿って実施していない状況
- ◎ 第1号未加入者は、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により把握し、国民年金に加入させる必要あり

第1号被保険者	2,240万人 (平成15年度末)	第1号未加入者 (基礎年金番号なし) 63.5万人(推計)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号有り) 92.2万人(推計)のほとんど(注)
国民年金原簿登録		国民年金原簿未登録	
		職権適用対象者	

(注)1 平成13年公的年金加入状況等調査結果(社会保険庁実施)による。

2 92.2万人の中には、第1号種別変更未届者の他、第3号被保険者の未届者等が含まれる。

勧告要旨

- 職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勸奨状を送付し、当該勸奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

勧告事項② 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施（その1）

現状・実態

◎ 納付率の向上には、保険料の口座振替の推進が効果的。しかし、積極的に取り組んでいるところは極めて少ない。

- ・ 口座振替実施率(全国平均)は35.1%(平成15年度末)
調査した18社会保険事務局における口座振替実施率：最高54.2%(福井)、最低25.1%(大阪)

○ 過去2年間全く保険料を納付していない未納者だけで327万人に上る状況にある中で、強制徴収手続を行う対象者(社会保険庁計画)は平成16年度の3万人では不十分。

- ・ 強制徴収手続対象者数(社会保険庁計画)は、平成15年度 1万人、16年度 3万人
- ・ 調査した18社会保険事務局管内において、強制徴収手続着手の通告(最終催告状・督促状)により約7割の者が納付に至る効果あり
- ・ 平成15年度の新規発生分の未納保険料 約1兆円。なお、15年度に消滅時効になった未納保険料 8,476億円

◎ 現在委託等により実施されている保険料収納対策は、保険料収納増に向けた有効なインセンティブがない状況。

- ・ 国民年金推進員(非常勤の国家公務員、平成15年度予算額：50億円(1,948人))の1人当たりの年間保険料収納額 約585万円(調査した242人の平均)、年間人件費約257万円(人件費率43.9%)。
個別にみると、年間給与224万円で2,700万円の保険料収納する者がいる一方、年間給与215万円を得ながら保険料収納実績が全くない者あり
平成16年度末 2,566人、これを18年度末までに3,700人への増員計画あり。しかし、従来の活動のやり方を改善せず、増員していくだけでは問題
- ・ 委託業者による電話納付督促(平成16年度予算額：18億円)については、どの程度保険料の収納に結び付いたかという効果を未把握



勧告要旨

- 口座振替実施率の低い社会保険事務局等は口座振替の勧奨を一層推進すること。
- 強制徴収手続を行う対象者を拡大すること。
- 保険料収納に結び付けるといふ成果を上げることについて、委託業者や国民年金推進員のインセンティブが働くよう、経費増加を招かない範囲で、その報酬に成果主義の要素を盛り込むこと。
- 現在の収納対策について、費用対効果を勘案しつつ、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直しを行うこと。

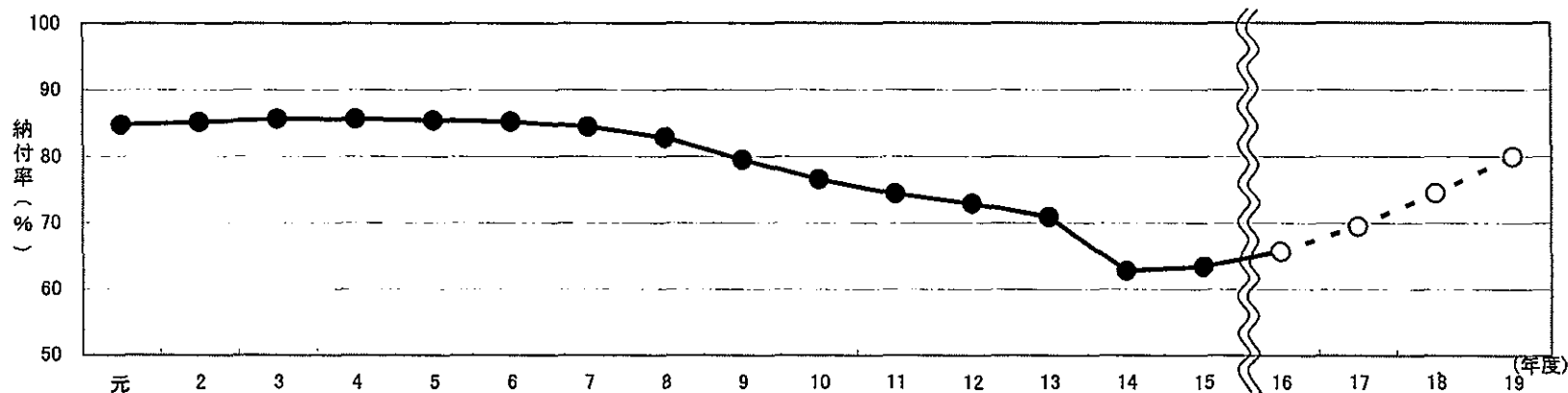
勧告事項② 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施 (その2)

現状・実態

- 実際に納付した月数が、平成元年度から15年度までの15年間にわたって減少傾向
 - 社会保険庁では、平成19年度までの保険料納付率の目標80%を達成するため、平成16年10月22日に『国民年金保険料収納に係る年度別の行動計画』を公表。しかし、保険料未納者に対する現在の収納対策を強化するだけで、行動計画を達成できるかどうかは、現状では明らかでない状況
- 実際に納付した月数は、平成元年度 1億15,025万月から、15年度 1億3,492万月に減少(△10.2%)
 他方、行動計画は平成19年度に1億4,847万月に増加させるもの(対15年度比+10.0%)

(参考) 保険料納付率 = $\frac{\text{第1号被保険者が実際に納付した月数}}{\text{すべての第1号被保険者が保険料として納付すべき月数} - (\text{全額免除月数} + \text{納付猶予月数})} \times 100 (\%)$

保険料納付率の推移(当年度納付分)



勧告要旨

- 「国民年金保険料収納に係る年度別の行動計画」の完全達成に向けて、毎年度、総合的な評価及びその結果の公表を行い、その後の行動計画に反映させること。

勧告事項③ 被保険者等に対する窓口サービスの改善

現状・実態

- 社会保険庁は、年金相談の窓口を設置
 全国312の社会保険事務所に「年金相談窓口」を設置。都市部の加社会保険事務所には、これに加えて年金相談センターを設置
- 待ち時間を把握できた51社会保険事務所等の中には、1時間以上が16社会保険事務所等（31.4%）あり
- 年金相談窓口で対応するために常時配置されている職員1人当たりの来訪相談者数を比較すると、格差あり
- 調査した52社会保険事務所等ではいずれも電子メールによる相談を受け付けていないほか、ファックスによる相談も受理していないところあり（12社会保険事務所、9年金相談センター）

(単位：人)

区 分	社会保険事務所名	年金相談等 窓口相談者数	常時配置されている 窓口担当職員数	窓口職員1人 当たりの業務量	
		計	年金相談等の常設窓口数	／年	／日
平均		29,615	6.0	5,406	22.5
窓口職員1人当たりの 業務量が多い事務所	鳥田	30,014	4	7,504	31.3
	旭川	40,986	6	6,831	28.5
	静岡	27,228	4	6,807	28.4
窓口職員1人当たりの 業務量が少ない事務所	徳島南	14,046	4	3,512	14.6
	徳島北	20,862	6	3,477	14.5
	諫早	16,613	5	3,323	13.8

← 2.3倍の格差

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した52社会保険事務所のうち相談者数等の集計方法が同一の20社会保険事務所に係るものを計上した。

勧告要旨

- 長時間の待ち時間が日常化しているところについては、速やかに相談窓口を増設すること。
- 社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口の配置数について、相談者数等を基本にして見直すこと。
- ファックスによる年金相談の受付の実施を徹底するとともに、電子メールによる受付を実施すること。

その他の主な勧告事項

○ 社会保険事務所における国民年金業務に係る職員(非常勤職員を含む。)数が業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、配置に係る算定基準の作成。当該算定基準に基づき社会保険事務所の職員の配置数の見直し及び社会保険事務局(本局)の職員の配置数の見直し

○ 社会保険庁(本庁)・社会保険事務局間の人事交流の拡大、社会保険事務局相互間における人事交流の実施

- ・ 地方局採用者について、社会保険事務局相互間の人事交流は全く行われていない。
しかし、職員の適材適所での活用による業務能力の向上、職員の適正配置等の観点から、人事交流の実施が必要

○ 厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施

- ・ 厚生労働省は、本行政評価・監視に基づく第1次勧告及び第2次勧告を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表する必要あり。
- ・ 実施庁については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、府省の長は、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

第1号未加入問題、保険料未納問題が年金制度に与える影響（総務省行政評価局試算結果）

平成14年度の基礎年金財政について、第1号被保険者の保険料納付率が80%（注）と仮定した場合の試算

平成14年度基礎年金の制度別負担状況 （保険料納付率 62.8%（実績））		平成14年度基礎年金の制度別負担状況 （保険料納付率 80%（試算モデル））	
<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎年金拠出金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 15兆円 （特別国庫負担除く） ・ 10兆円 （保険料相当額） ● 拠出金算定対象者 5,814万人 ● 1人当たり拠出金単価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21,450円/月 ・ 14,300円/月 （保険料相当額） 	国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎年金拠出金 3.1兆円 （保険料相当額 2.1兆円） ● 拠出金算定対象者 1,199万人 	国民年金
	被用者年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎年金拠出金 11.9兆円 （保険料相当額 7.9兆円） ● 拠出金算定対象者 4,615万人 	被用者年金

（試算結果）

- 1 1人当たり拠出金単価は、納付率が62.8%から80%に上昇すると、約700円（保険料相当額を除く月額）の減少となる。
- 2 被用者年金制度による基礎年金拠出金（保険料相当額）は、納付率が62.8%から80%に上昇すると、約4,000億円（年額）の負担減となる。

未納者の増加は、国民年金制度にとどまらず、年金制度全体に影響

（注） 試算モデルにおける保険料納付率80%の設定に当たっては、保険料納付率を算出する際の分母となる保険料を納付すべき対象月数は変化させずに、分子となる実際に保険料を納付した月数のみを増加させ、試算を行った。

※ これは保険料納付者数が増加した場合の単年度における年金財政に与える影響をみたものであるが、厚生労働省は、年金財政を長期的にみた場合、保険料納付者数や保険料収入総額の増大という影響だけでなく、将来の年金受給権者数や年金給付総額の増大という影響があることに留意が必要であると説明している。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 内閣・総務・厚生労働担当評価監視官室

評価監視官 : 濱西 隆男 (内線9111)
調査官 : 濱田 稔 (内線9117)
総括評価監視調査官 : 落合 純 (内線2529)

電話(直通) 03-5253-5451
(代表) 03-5253-5111
F A X 03-5253-5457

年金に関する行政評価・監視
結果に基づく第2次勧告
— 国民年金業務を中心として —

平成16年12月

総務省

前 書 き

我が国の公的年金制度は、基礎年金（国民年金）を国民共通の給付として支給するとともに、被用者に対しては報酬比例の年金を支給するものであり、老齢・障害等によって生活の安定が損なわれることの防止を目的としている。

公的年金については、少子高齢化の著しい進行等により、年金財政の運営が一層厳しいものとなることが予測されており、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保等を図るため、政府は、年金の給付水準と負担額との見直し等の事項を盛り込んだ国民年金法等の一部を改正する法律案を第159回国会に提出した。同法律案は平成16年6月、可決成立したところである。

このような中で、国民年金については、多数の適用漏れ者（いわゆる未加入者）が存在している。また、適用者についても、多数の保険料未納者が存在している状況にあり、平成15年度の国民年金保険料の納付率は63.4%となっている。このため、国民年金被保険者の適用業務及び保険料徴収業務をより効果的に実施することが求められている。

また、被保険者等の年金加入期間、保険料納付期間、将来支給される年金見込額等年金個人情報等を被保険者等の視点に立って提供する等、行政サービスの充実・向上が求められている。

この行政評価・監視は、国民年金制度の安定的な運営を確保する等の観点から、①適用業務の実施状況、②保険料徴収業務の実施状況、③被保険者等に対するサービスの実施状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

第1次勧告（平成16年10月）においては、厚生労働省（本省）に対する調査結果に基づき、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した未加入者の把握、②保険料納付率等について、中期目標を達成するための年度別の目標値の設定、③業務量に応じた社会保険事務局等の定員配置の見直しの検討等について、勧告を行ったところであり、今回の第2次勧告においては、第1次勧告後における社会保険庁（本庁）に対する調査結果及び社会保険事務局、社会保険事務所等に対する調査結果に基づき、更なる具体的改善方策を取りまとめたものである。

目 次

	ページ
1 第1号未加入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響	1
2 適用業務の的確な実施	4
3 保険料徴収業務の効果的な実施	10
(1) 保険料徴収対策の効果確保のための定期的評価と見直し	10
(2) 保険料徴収業務の見直し	12
4 被保険者等に対する行政サービスの改善	27
(1) 被保険者等に対する窓口サービスの改善	27
(2) 申請等手続の利便性の向上	30
(3) 被保険者等に対するその他行政サービスの向上	33
5 社会保険庁における業務の実施体制等の見直し	35
(1) 業務の実施体制の見直し	35
(2) 人事交流の推進	37
(3) 業務の実効性の確保	39
(4) 業務費用の見直し	39
6 厚生労働省における社会保険庁（実施庁）に係る的確な実績評価の 実施	42

1 第1号未加入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響

我が国の公的年金制度は、「国民年金（基礎年金）」を基礎として、その上に「被用者年金」が、さらにその上に「企業年金」が上乘せされた3階建ての体系となっている。その1階部分となる「国民年金（基礎年金）」は、自営業者や無業者も含め、20歳以上60歳未満のすべての国民に加入が義務付けられているものであり、保険料の納付期間が25年以上である等の要件を満たした加入者に対しては、共通に「基礎年金」が給付されることとなっている。

しかしながら、国民年金原簿に第1号被保険者（注1）として登録されていない第1号未加入者（注2）及び第1号種別変更未届者（注3）並びに国民年金原簿に登録されている第1号被保険者のうちの未納者は、年金受給資格を得るために必要な保険料納付期間25年の要件を満たすことができずに公的年金を受給できないことや保険料納付期間が短いことで公的年金の額が低くなることにより、老後の生活の収入が不十分となるおそれがある。そして、これに伴い家族が老親を経済的に支援する必要が生じるなど、未納者及び未加入者やその家族の生活に大きな問題を生じさせる。

他方で、保険料未納者は、次のように、年金制度全体に影響を与えることとなる。

基礎年金は、全国民に対する共通の支給であることから、その給付に要する費用については、国民全体で公平に負担する仕組みとなっている。具体的には、基礎年金の給付に要する費用を、国民年金制度の第1号被保険者（注1）に係る負担分と、厚生年金等の被用者年金制度の第2号及び第3号被保険者（注1）に係る負担分とに、それぞれの被保険者数の割合に応じてあん分する。その上で、第1号被保険者に係る負担分については国民年金制度が、また、第2号及び第3号被保険者に係る負担分については被用者年金制度が、それぞれの基礎年金拠出金として拠出する。このうち第1号被保険者については、当該年度において被保険者が納付した保険料に係る保険料納付済期間（保険料半額免除期間は1/2）の総月数を12か月で除して人数に換算したものを、基礎年金給付に要する費用を負担すべき被保険者数としている。

このため、当該年度において保険料を納付していない期間を有する者が増

えると、これに応じて第1号被保険者の基礎年金拠出金算定対象者数が減少し、被保険者1人当たりの基礎年金拠出金額の上昇を招くほか、国民年金制度以外の被用者年金制度の基礎年金拠出金負担割合が大きくなる。

平成10年度から14年度までの国民年金の基礎年金勘定の収支状況をみると、支出面では、毎年、年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加し、また、収入面では、毎年、基礎年金拠出金等収入総額が増加している。1人当たりの基礎年金拠出金額は、高齢化による基礎年金給付費の増加及び基礎年金拠出金算定対象者数の減少に伴い急上昇しており、具体的には、基礎年金拠出金算定対象者数が平成10年度の6,089万人から、14年度には5,814万人と減少した結果、1人当たりの基礎年金拠出金額（月額）は10年度の1万6,988円から、14年度には2万1,450円へと上昇している。なお、このうち国庫負担相当額を除いた保険料相当額（月額）は、平成10年度の1万1,325円から、14年度には1万4,300円へと上昇している。

平成14年度の第1号被保険者の保険料納付率（注4）は実際には62.8%であったが、これを、19年度までの保険料納付率の目標として厚生労働省が設定した80%であったと仮定した場合に、14年度の基礎年金財政にどのような影響があるかを当省（行政評価局）において試算してみたところ、基礎年金拠出金算定対象者数は約310万人増加し、1人当たりの基礎年金拠出金額は約2万400円となり、国庫負担相当額を除いた保険料相当額（月額）は約1万3,600円（前段の1万4,300円に比し約700円の減少）に抑制でき、また、被用者年金制度からの基礎年金拠出金負担総額（国庫負担相当額を除いた保険料相当額総額）も約4,000億円（年額）軽減されるとの結果を得た。

なお、これは保険料納付者数が増加した場合の単年度における年金財政に与える影響をみたものであるが、厚生労働省は、年金財政を長期的にみた場合、保険料納付者数や保険料収入総額の増大という影響だけでなく、将来の年金受給権者数や年金給付総額の増大という影響があることに留意が必要であると説明している。

このように、第1号未加入者及び未納者の増加は、未納者及び未加入者や家族の生活に大きな問題を生じさせるほか、上記の試算結果からみると、保険料未納者の増加は国民年金制度にとどまらず年金制度全体に影響を与え

るものである。このため、第1号未加入者及び未納者の減少を図ることは、極めて重要である。

平成16年の国民年金法（昭和24年法律第141号）の改正により、基礎年金の国庫負担の割合については、現在の3分の1から2分の1へと16年度から21年度までに段階的に引き上げられることになっているが、年金制度の安定的な運営の確保を図るためには、今後も年金受給者数の増加が見込まれることから、国民年金原簿に第1号被保険者として登録されていない第1号未加入者及び第1号種別変更未届者の人数を減少させることに加え、国民年金原簿に登録されている第1号被保険者のうちの未納者数の減少を図ることが強く求められる。

（注1） 国民年金の被保険者は、国民年金法第7条第1項において、①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の②及び③のいずれにも該当しないものを「第1号被保険者」（平成14年度末現在2,237万人）と、②厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者を「第2号被保険者」（同年度末現在3,686万人）と及び③第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の者を「第3号被保険者」（同年度末現在1,124万人）というようにされている。

（注2） 第1号被保険者になるべき者であって、加入手続きを行っていないため、基礎年金番号を有していない者

（注3） 第2号被保険者又は第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行わなかったため、国民年金原簿に第1号被保険者として登録されていない者

（注4） すべての第1号被保険者が当該年度分（4月から翌年3月分）の保険料として納付すべき月数（全額免除の免除月数及び学生納付特例を受ける者の納付猶予月数を含まない。）の総合計のうち、被保険者が当該年度中（翌年4月末までに）実際に納付した月数の総合計の割合

2 適用業務の的確な実施

国民年金の被保険者は、項目1の(注1)で述べたとおり、国民年金法第7条第1項第1号から第3号に該当する者とされている。

第1号被保険者は、国民年金法第12条第1項において、資格の取得、喪失及び種別変更並びに氏名及び住所の変更に関する事項を、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないとされている。

第2号被保険者(共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者を除く。)は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条において、資格の取得及び喪失に関する事項を、事業主が社会保険庁長官に届け出なければならないとされている。

第3号被保険者は、国民年金法第12条第5項及び第6項において、資格の取得、喪失及び種別変更に関する事項を、配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して、社会保険庁長官に届け出なければならないとされている。

社会保険庁の「平成13年公的年金加入状況等調査」(平成13年10月15日現在)の結果によると、基礎年金番号を有している者であって、国民年金原簿に第1号被保険者として登録されていない者等は約92万2,000人と推計されている。その中には、①第1号種別変更未届者と②第3号被保険者であるにもかかわらず、届出を行わなかったために国民年金原簿に第3号被保険者として登録されていない者等が含まれているが、そのほとんどは①の第1号種別変更未届者と考えられる。

また、基礎年金番号を有していない第1号未加入者は約63万5,000人と推計されている。

年金受給権者の増加による基礎年金給付費総額の増加が避けられない中で、第1号未加入者及び第1号種別変更未届者が国民年金原簿に第1号被保険者として登録されずに保険料の徴収が行われないことは、年金制度の安定的な運営の確保に影響を与えるものとなっていく。

このため、当省が平成16年10月の「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告—国民年金業務を中心として—」において指摘したように住民基本台帳ネットワークシステムを活用して把握される第1号未加入者

とともに、第1号種別変更未届者の加入手続を早急に行うことが必要となっている。

また、社会保険庁が適用業務（国民年金への新規加入や既に国民年金に加入している者の被保険者種別の変更等に係る業務）を的確に実施することは、国民年金保険料の安定的な収入の基礎となるばかりでなく、年金を受給できる資格を得られない者の発生の防止や年金受給権者に対する確実な年金給付など、国民皆年金の実現を図るための基本的かつ重要な対策の一つとなっている。

今回、53 社会保険事務局等（18 社会保険事務局及びこれら管内の35 社会保険事務所）及び219 市町村において、第1号被保険者の適用業務の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 「平成13年公的年金加入状況等調査」の結果によると、第1号未加入者が加入手続を行わなかった理由として、「制度の仕組みを知らなかった」（15.9%）、「加入の届出をする必要はないと思ったから」（14.4%）、「うっかり届出を忘れていたから」（7.8%）と制度の仕組みや届出の必要性を知らなかったこと又は忘れていたことを挙げている者が相当数いる（38.1%）。

また、第1号種別変更未届者に対して、第1号被保険者への種別変更届の提出を勧奨する文書（以下「勧奨状」という。）は、離職した者及びその被扶養配偶者に対し、離職等から2か月後及び6か月後の2回にわたり送付されているが、平成15年度において、1回目の勧奨で第1号被保険者への種別変更届を提出する者が半数近く（47.8%）に上ることからも、種別変更届の提出に係る周知が十分ではない状況がうかがえる。なお、平成15年度における勧奨状の送付数は、1回目が約278万件、2回目が約145万件となっている。

このような状況の中で、第2号被保険者及び第3号被保険者の資格を喪失して第1号被保険者となる者に対して自発的な種別変更届の提出を勧奨する方法としては、例えば、被用者の離職時に事業主の協力を得て、届出手続の手引及び届出書を離職者に配布することも一つの有効な手段と

考えられる。

調査した 18 社会保険事務局の中には、届出手続の手引及び届出書を事業主にセットで送付して離職者への配布を依頼することが、自発的な届出提出を促す上で有効であるとしてこれを実施しているものが 1 社会保険事務局みられたことから、他の社会保険事務局においても、このような取組の積極的な実施が望まれる。

- ② 第 1 号被保険者への種別変更届の届出書は、国民年金法第 12 条第 1 項において、市町村長に届け出なければならないとされているが、郵送による届出書の受付を促進することは、被保険者の利便を向上させ、届出の励行を推進する上で効果的と考えられる。

しかし、社会保険庁は、第 1 号被保険者への種別変更届の届出書の郵送による提出を認めているものの、調査した 53 社会保険事務局等（18 社会保険事務局及びこれら管内の 35 社会保険事務所）では、いずれも市町村及び被保険者に対して、郵送による届出書の受付が可能であるということを周知していない。

このため、調査した 219 市町村について郵送による届出書の受付状況を見ると、届出書の記載漏れ及び書類の添付漏れがある等を理由として、原則として郵送による届出書を受け付けないとしているものが 108 市町村（49.3%）あり、また、郵送による届出書の受付を可能としている 111 市町村（50.7%）においても、被保険者に郵送による届出書の受付が可能であるということを周知しているのは 3 市町村（2.7%）にすぎないものとなっている。

なお、郵送による届出書を受け付けない理由として挙げている（i）届出書の記載漏れについては、市町村で記載可能であれば補正すること、又記載不可能であれば返戻して再び郵送してもらうこと、（ii）書類の添付漏れについては、書類を郵送するように連絡することにより対応が可能である。

- ③ 前述のとおり、社会保険庁は第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者の資格喪失者に対して、第 1 号被保険者への種別変更届の提出を求める勧奨状を被用者の離職等の 2 か月後及び 6 か月後に送付するよう、社会保険事務局

等を指示しているところであるが、第1号被保険者の資格は国民年金法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、届出がなくても一定の事実が発生すれば取得されるものであることから、第1号被保険者の資格を取得したにもかかわらず届け出ない者に対しては同庁の職務権限による適用（以下「職権適用」という。）を行うことが可能である。しかし、社会保険庁は、勧奨後の事務の取扱いは各々の社会保険事務局等の方針に任せており、第1号種別変更未届者に対する職権適用の実施までは指示していない。なお、社会保険庁においては、20歳に到達し第1号被保険者となった者で、資格取得の届出を行わない者に対しては、平成7年度から職権適用を行っているところである。

調査した53社会保険事務局等（18社会保険事務局及びこれら管内の35社会保険事務所）における平成15年度の第1号種別変更未届者に対する職権適用の実施状況をみると、18社会保険事務局のうち2社会保険事務局（11.1%）においては、職権適用を実施するよう管内の社会保険事務所に対して指示しているが、残りの16社会保険事務局（88.9%）では、職権適用を実施するよう指示していない。このこともあって、35社会保険事務所のうち職権適用を実施しているのは、社会保険事務局の指示に基づき実施している4社会保険事務所と独自の判断で実施している1社会保険事務所の合計5社会保険事務所（14.3%）となっており、残りの30社会保険事務所（85.7%）では、職権適用を実施していない。

また、上記の職権適用を実施している5社会保険事務所においては、いずれの社会保険事務所も、保険料納付期間が25年以上ないと年金受給資格が得られないことを考慮して、職権適用の対象者をすべての第1号種別変更未届者とするのではなく、35歳未満の者に限定する等、必ずしも国民年金法第7条の規定に基づく国民皆年金の理念に沿って実施していない状況がみられる。

なお、平成15年度に職権適用を実施するよう管内の社会保険事務所に対して指示していない16社会保険事務局のうち1社会保険事務局では、14年度には管内分を一括して職権適用を実施していたが、社会保険庁から職権適用の実施に当たっての手続が示されていないこともあり、共済組合の資格

取得者等適用対象外の者を職権適用したため苦情を受け、14年11月から職権適用を中断している状況となっている。

一方、勸奨状の効果を把握するため、第1号被保険者となるべき者に対する離職等から2か月後及び6か月後の2回にわたる勸奨状の送付者数並びに離職等から8か月後を経過してもなお種別変更の届出を行っていない者の数を把握できた9社会保険事務局における平成15年度のそれぞれの数をみると、(i)1回目の勸奨状の送付者数は76万3,215人、(ii)2回目の勸奨状の送付者数は42万6,653人、(iii)離職等から8か月後を経過してもなお種別変更の届出を行っていない者の数は、35万3,545人となっていた。

これらからみると、上記(i)と(ii)の人数差33万6,562人(当初の人数の44.1%)が最初の勸奨状の送付による届出効果があった者、(ii)と(iii)の人数差7万3,108人(当初の人数の9.6%)が2回目の勸奨状の送付による届出効果があった者であり、残りの(iii)の人数35万3,545人(当初の人数の46.3%)が2回にわたる勸奨状の送付による効果がなかった者とみなすことができる。

2回にわたり勸奨状を送付しても半数近くの者が第1号被保険者への種別変更届出を行っておらず、また、最初の勸奨状の効果に比べて2回目の勸奨状の効果は著しく低いことから、2回目の勸奨状の送付に替えて、速やかに職権適用を行うことが適当であると認められる。

なお、社会保険庁は、平成17年4月から全国的に第1号種別変更未届者に対する職権適用を実施する予定としているが、16年10月時点において、いまだ職権適用の対象者等が明確とはなっておらず、また、2回にわたる勸奨状の送付後も第1号種別変更未届者に対して戸別訪問勸奨を行うことについても検討中としている。

ちなみに、平成16年度予算では、勸奨状の送付に係る予算額は7億円、勸奨状送付対象者数は641万5,000件、勸奨状1件当たりの送付単価は110円となっている。

したがって、厚生労働省は、第1号被保険者の適用事務の的確な実施を図

る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 第2号被保険者及び第3号被保険者の資格喪失者に対して、事業主の協力を得て、事業主から第1号種別変更届の届出書の手引及び届出書を離職する被用者に配布してもらう等、上記の資格喪失者で第1号被保険者になる者が容易にこれらを手に入れるよう社会保険事務局等に指示すること。

また、第1号種別変更届出については、郵送でも受付が可能であることを市町村及び被保険者に周知徹底するよう社会保険事務局等に指示すること。

- ② 職権適用の実施については、職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、次の措置を講ずるよう社会保険事務局等に指示すること。

- (i) 職権適用に係る全国統一的な手続に基づき、第1号種別変更未届者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

また、職権適用の対象外となる者に対する適用の回避を図るため、職権適用の対象外となる場合には速やかに社会保険事務所に申し出る旨を勧奨状に明記することなどにより、第1号種別変更未届者への周知を図ること。

- (ii) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用する等して把握した第1号未加入者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

6 厚生労働省における社会保険庁（実施庁）に係る的確な実績評価の実施

実施庁は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）等に基づき、主として政策の実施機能を担う組織として平成13年1月の省庁再編時に導入されたものである。社会保険庁は、厚生労働省の実施庁となっている。

中央省庁等改革基本法第16条第6項第1号及び第2号において、府省の長は、実施庁の所掌する事務に係る権限を当該実施庁の長に委任し、当該権限委任事務の実施基準等を定め公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

当省は、厚生労働省に対して、平成16年7月の「実施庁に係る実績評価に関する調査」において、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること等を通知したところである。

また、当省は、「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告－国民年金業務を中心として－」及びこの第2次勧告において、適用業務の的確な実施、保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施、被保険者等に対するサービス改善、業務の実施体制等の見直しなどについて、様々な改善点を勧告している。

これらの勧告・通知事項については、社会保険庁において早急に改善に向けて取り組むことが重要である。

一方、厚生労働省においては、当該勧告・通知事項を踏まえ、被保険者の適用、保険料徴収等の事務に関する基本的かつ重要な事項について、社会保険庁が達成すべき目標を設定し、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表することが求められる。

したがって、厚生労働省は、社会保険庁改革に資する観点から、特に当省が「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告－国民年金業務を中心として－」及びこの第2次勧告で指摘した事項を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表する必要がある。



勸告要旨	回答	担当課
<p>【第2次勸告】</p> <p>1 適用業務の的確な実施</p> <p>厚生労働省は、第1号被保険者の適用事務の的確な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 第2号被保険者及び第3号被保険者の資格喪失者に対して、事業主の協力を得て、事業主から第1号種別変更届の手續の手引及び届出書を離職する被用者に配布してもらう等、上記の資格喪失者で第1号被保険者になる者が容易にこれらを手入できるよう社会保険事務局等に指示すること。</p> <p>また、第1号種別変更届出については、郵送でも受付が可能であることを市町村及び被保険者に周知徹底するよう社会保険事務局等に指示すること。</p> <p>② 職権適用の実施については、職権適用に係る全国統一的な手續を定めた上、次の措置を講ずるよう社会保険事務局等に指示すること。</p> <p>(i) 職権適用に係る全国統一的な手續に基づき、第1号種別変更未届者に対して勸奨状を送付し、当該勸奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。</p> <p>また、職権適用の対象外となる者に対する適用の回避を</p>	<p>① 「企業退職者等に対する国民年金の手續の周知等について」(平成16年9月27日付け庁保険発第0927001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、事業主等に第2号被保険者の資格喪失の際、離職に伴って必要となる国民年金の手續を周知してもらうよう要請することについて指示した。</p> <p>また、第1号種別変更届出の市町村における郵送受付については、「第1号被保険者への種別変更の届書等が郵送された場合の取扱いについて」(平成16年12月20日付け庁文発第1220010号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、社会保険事務局管内の市町村に対し、郵送により届出がされた場合でも受付を行うよう徹底してもらうよう要請するとともに、被保険者に対し、郵送による届出が可能であることについて周知することについて指示した。</p> <p>② 転退職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者に係る職権適用の実施については、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」(平成17年4月20日付け庁保険発第0420001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、i) 全国統一的な手續を示した上、職権適用の実施を指示するとともに、ii) 職権適用の対象外となる場合には、職権適用を実施した際に送付する「国民年金第1号被保険者種別</p>	<p>年保課</p> <p>年保課</p>

勸告要旨	回答	担当課
<p>図るため、職権適用の対象外となる場合には速やかに社会保険事務所に申し出る旨を勸奨状に明記することなどにより、第1号種別変更未届者への周知を図ること。</p> <p>(ii) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用する等して把握した第1号未加入者に対して勸奨状を送付し、当該勸奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。</p> <p>2 保険料徴収業務の効果的な実施</p> <p>(1) 保険料徴収対策の効果確保のための定期的評価と見直し</p> <p>厚生労働省は、実効ある保険料収納対策の充実強化を図る観点から、行動計画の実施結果について、毎年度、後述(2)で示している個別の収納対策ごとの改善及び評価を踏まえた総合的な評価を行い、その評価結果を公表するとともに、その後の行動計画に反映させて、その完全達成を図る必要がある。</p> <p>(2) 保険料徴収業務の見直し</p> <p>厚生労働省は、保険料徴収業務を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保険料の口座振替の勧奨について、引き続き工夫を講じている例を収集・整理し、好取組事例(ベスト・プラクティス)を全国の社会保険事務局等に対し、積極的に情報提供していくこと。特に口座振替実施率の低い社会保険事務局等においては、このような事例も参考にして、口座振替の勧奨を一層推進すること。</p>	<p>変更通知書」に社会保険事務所に申し出る旨を明記することとした。</p> <p>また、20歳到達者以外の第1号未加入者の把握については、現在、住基ネットシステムの活用を含め検討しているところである。</p> <p>平成17年度の行動計画(国民年金保険料納付率80%の達成に向けた行動計画)は、17年4月に年度前半を中心とした第1次計画を策定し、16年度の行動計画の実施結果(17年6月30日公表)及び17年8月までの実施状況を踏まえて、見直しを行っているところである。今後とも、行動計画の完全達成に向けて努めて参りたい。</p> <p>① 保険料の口座振替の推進については、「国民年金保険料の口座振替による納付の促進について」(平成16年10月21日付け庁保険発第1021001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、行動計画に定めた収納目標の達成を確実なものとするため、目標を設定し、資格取得時や納付督促時等における徹底した口座振替の勧奨を開始するよう指示した。</p>	<p>年保課</p> <p>年保課</p>

年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成16年6月～16年12月
- 2 調査対象機関 厚生労働省、市町村

【勧告日及び勧告先】 平成16年10月8日 厚生労働省に対し勧告（第1次）
平成16年12月3日 厚生労働省に対し勧告（第2次）

【回答年月日】 厚生労働省 平成17年10月5日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 年金法案の国会審議やマスコミの報道を通じて、社会保険庁の年金業務の問題点が顕在化。特に国民年金の未加入問題や未納問題について、世論の厳しい批判
- 平成16年5月14日の麻生総務大臣の指示を受け、国民年金業務を中心として行政評価・監視に着手

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><第1次勧告></p> <p>1 適用業務等の的確な実施</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネットシステムを活用することにより、 ア 第1号未加入者を把握すること。 イ 年金受給権者の現況届を廃止すること。 ウ 年金受給権者及び被保険者の氏名及び住所変更届を廃止することを検討すること。 </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の被保険者 <ul style="list-style-type: none"> i) 第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次のii)及びiii)のいずれにも該当しないもの ii) 第2号被保険者：厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者 iii) 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満のもの ・ 第1号未加入者（第1号被保険者になるべき者であって、加入手続きを行っていないため基礎年金番号を有していないもの）は、平成13年10月現在、63.5万人 <ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳に到達する者のうち、第1号未加入者の把握については、既に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）を活用 ○ 年金受給権者の現況届（年1回）、氏名及び住所変更届については、住基ネットシステムを利用できるとされていることから、住基ネットシステムの活用により、その廃止が可能 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> →：「回答」時に確認した改善措置状況 </div> <ul style="list-style-type: none"> →① 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）を活用した第1号未加入者の把握については、実施に向けて検討中（システム開発に要する経費：平成18年度予算概算要求額2.5億円） →② 住基ネットシステムを活用した年金受給権者の生存確認については、平成18年度中に実施できるよう、16年10月からシステム開発に着手（開発に要する経費：16年度17.1億円、17年度6.6億円、18年度予算概算要求額5.1億円） →③ 年金受給権者及び被保険者の氏名及び住所変更のための住基ネットシステムの活用については、業務面の課題（基礎年金番号で管理している住所情報と住基ネットシステムの住所情報との相違する場合の確認方法等）や費用面を勘案しつつ、検討中

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施</p> <p>【勧告】</p> <p>① 厚生労働省（本省）は、保険料納付率の年度別の目標値を設定するとともに、口座振替実施率について、毎年度、目標値を設定すること。</p> <p>② 社会保険庁は、納付督促等の実施に当たって、毎年度、それぞれの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、社会保険事務局等の業務管理を行うこと。</p> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料徴収業務は、平成 14 年度に市町村から国（社会保険庁）へ移管 ・ 第 1 号被保険者の保険料納付率の推移 平成 9 年度 79.6%→13 年度 70.9%→14 年度 62.8%→15 年度 63.4% ・ 口座振替実施率 平成 15 年度 35.1% <p>○ 厚生労働省は、平成 19 年度までに保険料納付率 80%を社会保険庁の中期目標として設定。しかし、年度別の具体的目標値は未設定</p> <p>○ 毎年度、戸別訪問による納付督促等の実施件数などについて具体的目標値を設定し、これにより社会保険事務局等の業務管理を行うことが効果的。しかし、社会保険庁は目標値を未設定</p> <p>3 社会保険事務局等の定員配置の見直し</p> <p>【勧告】</p> <p>○ 業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討すること。</p> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険事務局等の平成 16 年度末定員 社会保険庁 1 万 7,466 人のうち 1 万 6,582 人（本庁 884 人） <p>○ 職員 1 人当たりの被保険者数、基礎年金受給者数及び事業所数を単純合計して比較すると、総じて都市部を抱える社会保険事務局等が地方の</p>	<p>→① 平成 17 年 3 月、「平成 17 年度において社会保険庁が達成すべき目標」において、国民年金保険料納付率の中期目標を達成するための 17 年度の目標値を 69.5%と設定。また、口座振替実施率についても、新たに 37.1%と設定</p> <p>→② 平成 19 年度に国民年金保険料納付率 80%を達成するため、16 年 10 月、社会保険事務所ごとに「国民年金保険料収納に係る年度別の行動計画」を策定</p> <p>平成 16 年度の同行動計画の実施結果については、各社会保険事務局からの報告を基に 17 年 6 月末までに集計、分析を終えたところであり、その結果を、17 年 9 月に策定予定の「17 年度（下半期）の同行動計画」に反映させ、的確な納付督促業務の進捗管理を行う予定</p> <p>→○ 社会保険事務局等の非常勤職員を含む人員配置の見直しについては、平成 17 年 1 月、社会保険事務局・社会保険事務所別の業務量調査結果（平成 16 年 11 月実施）から試算した 1 人当たり平均業務量を算定基準とし、地域間格差を是正し、各社会保険事務局等の業務量に応じた適切な人員配置となるよう、計画的に行うことを予定</p> <p>具体的には、「人員配置見直し計画」は、平成 17 年 7 月 15 日に策定したところであり、17 年度からの 3 か年計画で、各年度の退職（予定）</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況															
<p>社会保険事務局等より数値が高く、社会保険事務局間でかなりの格差（最大3.4倍の格差）あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員1人当たり業務対象数（全国平均）：3,418.6 定員1人当たりの業務対象数が多い事務局 千葉：7,311.9 埼玉：7,295.1 神奈川：5,754.4 茨城：4,835.6 定員1人当たりの業務対象数が少ない事務局 鳥取：2,162.3 高知：2,189.6 島根：2,277.1 福井：2,322.2 <p><第2次勧告> 1 適用業務の的確な実施 【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <table border="1" data-bbox="232 943 1093 1121"> <thead> <tr> <th>第1号被保険者 (平成15年度末)</th> <th>第1号未加入者 (基礎年金番号なし)</th> <th>第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,240万人</td> <td>63.5万人(推計)</td> <td>92.2万人(推計)のほとんど</td> </tr> <tr> <td>国民年金原簿登載</td> <td colspan="2">国民年金原簿未登載(職権適用対象者)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金等の被用者年金の加入者（第2号被保険者）及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。 社会保険庁は、第1号種別変更未届出者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知（勧奨状の送付）を行うよう、社会保険事務局等に指示。 <p>○ 調査9 社会保険事務局の勧奨状の送付結果をみると、2回目は効果が</p>	第1号被保険者 (平成15年度末)	第1号未加入者 (基礎年金番号なし)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり)	2,240万人	63.5万人(推計)	92.2万人(推計)のほとんど	国民年金原簿登載	国民年金原簿未登載(職権適用対象者)		<p>者数を踏まえ、新規採用者の配置の調整や人事交流の実施により段階的に行う予定</p> <p>→○ 転退職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者に係る職権適用の実施については、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」（平成17年4月20日付け社会保険庁年金保険課長通知）により、以下の全国統一的な手続を示した上、職権適用の実施を指示</p> <table border="1" data-bbox="1189 979 1995 1385"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 実施時期</td> <td>平成17年8月以降（17年4月以降の「勧奨状」送付分から）</td> </tr> <tr> <td>2 職権適用の手順</td> <td> <p>ア 職権予定者：事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者（直近の届出済の者を除く。）</p> <p>イ 住所確認：住民基本台帳により住所の確認を実施</p> <p>ウ 適用処理：職権適用者へは、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書」を送付</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	1 実施時期	平成17年8月以降（17年4月以降の「勧奨状」送付分から）	2 職権適用の手順	<p>ア 職権予定者：事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者（直近の届出済の者を除く。）</p> <p>イ 住所確認：住民基本台帳により住所の確認を実施</p> <p>ウ 適用処理：職権適用者へは、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書」を送付</p>
第1号被保険者 (平成15年度末)	第1号未加入者 (基礎年金番号なし)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり)														
2,240万人	63.5万人(推計)	92.2万人(推計)のほとんど														
国民年金原簿登載	国民年金原簿未登載(職権適用対象者)															
区分	内容															
1 実施時期	平成17年8月以降（17年4月以降の「勧奨状」送付分から）															
2 職権適用の手順	<p>ア 職権予定者：事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者（直近の届出済の者を除く。）</p> <p>イ 住所確認：住民基本台帳により住所の確認を実施</p> <p>ウ 適用処理：職権適用者へは、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書」を送付</p>															

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>著しく低い</p> <ul style="list-style-type: none"> 76.3 万人中、1 回目（2 か月後）で届出 33.7 万人、2 回目（6 か月後）で届出 7.3 万人（9.6%）、勸奨効果なし 35.4 万人（46.3%） <p>○ 届出勸奨に応じない者の取扱いをみると、ほとんどの社会保険事務所が放置</p> <ul style="list-style-type: none"> 職権適用未実施：35 事務所中 30 事務所（85.7%）。 <p>2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 口座振替実施率の低い社会保険事務局等は、口座振替の勸奨を一層推進すること。</p> <p>② 強制徴収手続を行う対象者を拡大すること。</p> <p>③ 保険料収納に結び付けるという成果を上げることについて、委託業者や国民年金推進員のインセンティブが働くよう、経費増加を招かない範囲で、その報酬に成果主義の要素を盛り込むこと。</p> <p>④ 上記のほか、現在の収納対策について、費用対効果を勘案しつつ、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁は、保険料収納を行うため、平成 14 年度から国民年金推進員（非常勤の国家公務員、15 年度予算額：50 億円（1,948 人））を全国の社会保険事務所に配置。また、電話納付督促は民間業者に委託（平成 16 年度予算額：18 億円） 平成 15 年度から強制徴収を実施（15 年度の強制徴収手続対象者数：約 1 万人） 社会保険庁は、平成 16 年 10 月、「国民年金保険料収納に係る年度別の行動計画」（アクションプログラム）を公表 	<p>→① 保険料の口座振替の推進については、「国民年金保険料の口座振替による納付の促進について」（平成 16 年 10 月 21 日付け社会保険庁年金保険課長通知）により、目標を設定し、資格取得時や納付督促時等における徹底した口座振替の勸奨を開始するよう指示するとともに、国民年金特別対策本部事務局報（THE NEWS こくねん第 8 号 17 年 3 月 30 日発行）において、全国の国民年金保険料口座振替勸奨の取組事例を特集で掲載・紹介する等、口座振替勸奨の効果的な推進を図っている。</p> <p>→② 平成 16 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 最終催告状：15 年度の約 3 倍の未納者 3 万 1,497 人に送付 イ 督促状：上記アでも保険料を納めない 3,780 人に送付 ウ 差し押さえの予告：上記イでも応じない 598 人に通知 エ 財産の差し押さえ：220 人を対象を実施。 <p>また、平成 17 年度は、市町村から提供される所得情報の磁気媒体化や債権管理システムの構築などを図り、強制徴収手続を行う対象者を 10 万人程度に拡大し、その後できる限り早期に、外部委託の拡大等に</p>

主な報告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況																		
<p>○ 納付率の向上には、保険料の口座振替の推進が効果的。しかし、積極的に取り組んでいるところは、極めて少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の口座振替実施率：35.1%（平成15年度末） ・ 調査18社会保険事務局中、最高54.2%（福井）、最低25.1%（大阪） <p>○ 過去2年間全く保険料を納付していない未納者だけで327万人に上る状況にある中で、強制徴収手続を行う対象者（社会保険庁計画）は平成16年度の3万人では不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強制徴収手続対象者数（社会保険庁計画）は、平成15年度1万人、16年度3万人 ・ 調査18社会保険事務局では、平成15年度、強制徴収手続着手（最終催告状・督促状）により、約7割が納付 ・ 平成15年度に新規発生分の未納保険料：約1兆円。 <p>○ 現在委託等により実施されている保険料収納対策は、保険料収納増に向けた有効なインセンティブがない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金推進員1人当たりの年間保険料収納額（調査242人の平均）：約585万円、年間人件費：約257万円（人件費率43.9%） <p>個別にみると、224万円の給与で2,700万円を収納する者、他方で収納実績が全くない者あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者による電話納付督促については収納効果の把握なし <p>○ 保険料納付率は、現在の収納対策等を漫然と強化するだけで、行動計画を達成できるかどうか、明らかでない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度63.4% → 19年度80%（中期目標） ・ 行動計画：平成19年度は実際に納付される保険料月数を15年度比+10%（19年度で1,916億円増収目標） ・ 実際に納付された保険料月数は長期的減少傾向（平成15年度は元年度比▲10%） 	<p>より生じた人員の一部を強制徴収の要員へシフトさせ、年間60万人程度に拡大予定</p> <p>→③ 電話納付督促業務の委託については、「平成17年度の国民年金電話納付督促に係る委託契約について」（平成17年2月25日付け社会保険庁経理課長補佐・国民年金事業室長補佐連名事務連絡）により、17年度から委託要領に目標接触率等の数値目標を盛り込み、達成できない場合は、その原因等について報告させるよう指示済み。</p> <p>また、国民年金推進員については、「国民年金推進員の取扱いについての一部改正について」（平成17年3月30日付け社会保険庁総務課長・職員課長・経理課長・年金保険課長連名通知）により、以下のとおり活動実績に応じた成果主義による評価制度の導入を図った。</p> <p>i) 「給与」については、17年10月分から以下のAからEまでの5段階に格付け支給する予定</p> <table border="1" data-bbox="1211 847 1939 1118"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>17万6,000円</td> <td>上位10%以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>16万8,000円</td> <td>上位25%以内（Aを除く。）</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>16万円</td> <td>上位45%以内（A、Bを除く。）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>15万2,000円</td> <td>上位75%以内（AからCを除く。）</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>14万4,000円</td> <td>AからD以外の者</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 「期末給与」及び「勤勉給与」についても、17年12月支給分から、以下の表のとおり、保険料収納に係るインセンティブが働く措置を講じる予定</p>	区分	月額	備考	A	17万6,000円	上位10%以内	B	16万8,000円	上位25%以内（Aを除く。）	C	16万円	上位45%以内（A、Bを除く。）	D	15万2,000円	上位75%以内（AからCを除く。）	E	14万4,000円	AからD以外の者
区分	月額	備考																	
A	17万6,000円	上位10%以内																	
B	16万8,000円	上位25%以内（Aを除く。）																	
C	16万円	上位45%以内（A、Bを除く。）																	
D	15万2,000円	上位75%以内（AからCを除く。）																	
E	14万4,000円	AからD以外の者																	

主な報告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況			
<p>3 被保険者等に対する窓口サービスの改善</p> <p>【報告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口の配置数について、相談者数等を基本にして見直すこと。また、年金相談センターについては、相談者数等に基づく設置基準を定めるとともに、当該設置基準を充たさないものについては、速やかに廃止・移転すること。</p> <p>② ファックスによる年金相談の受付の実施を徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁は、全国 312 の社会保険事務所に「年金相談窓口」を設置。 ・ 都市部の 71 社会保険事務所には、これに加えて年金相談センターを設置。 <p>○ 待ち時間を把握できた 51 社会保険事務所等の中には、1 時間以上が 16 社会保険事務所等 (31.7%) あり</p> <p>○ 年金相談窓口で対応するために常時配置されている職員 1 人当たりの</p>	区分	基準日	平成 17 年 6 月支給分まで	17 年 12 月支給分から
	期末 給与	6 月 1 日 12 月 1 日	給与月額 の 75/100 給与月額 の 85/100	給与月額 の 45/100 給与月額 の 35/100
勤勉 給与	6 月 1 日 及び 12 月 1 日	特に優秀な者 (局の推進員の 1 割 の者) 給与月額 の 30/100 優秀な者 (局の推進員の 2 割の者) 給与月額 の 15/100	左同 (局の推進員の 2 割の者) 給与月額 の 80/100 左同 (局の推進員の 4 割の者) 給与月額 の 40/100	
<p>→④ 上記①から③までのほか、平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所 (弘前、足立、熱田、平野及び宮崎) の収納業務について市場化テストのモデル事業を活用予定</p>				
<p>→① 平成 17 年 10 月を目途に、社会保険庁において年金相談者数等に基づく適正窓口数等に関する基準を定め、各社会保険事務局に対し、当該基準に応じて見直すよう指示することを予定</p> <p>また、年金相談センターについても平成 17 年 10 月を目途に、相談者数等に基づく設置基準を定め、当該設置基準に基づいて速やかに移転・廃止に努める予定</p> <p>(注) 特に混雑の著しい埼玉県川越及び所沢社会保険事務所について、平成 17 年 1 月から相談窓口を増設 (川越社会保険事務所については 14 から 25 窓口へ、所沢社会保険事務所については 7 から 15 窓口へ)</p>				
<p>→② 耳が不自由な方のためのファックスによる年金相談の受付について</p>				

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況						
<p>来訪相談者数を比較すると、格差（最大 2.3 倍の格差）あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口職員 1 人・1 日当たりの相談者受付数（全国平均）： 22.5 人 窓口職員 1 人・1 日当たりの相談者受付数が多い事務所 島田：31.3 人 旭川：28.5 人 静岡：28.4 人 窓口職員 1 人・1 日当たりの相談者受付数が少ない事務所 諫早：13.8 人 徳島北：14.5 人 徳島南：14.6 人 <p>○ 調査した 52 社会保険事務所等では、ファックスによる相談を受理していないところあり（12 社会保険事務所、9 年金相談センター）</p> <p>4 人事交流の推進</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 速やかに社会保険庁（本庁）・社会保険事務局相互間、社会保険事務局相互間における人事交流の拡大に着手すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁、社会保険事務局のいずれも、本庁又は社会保険事務局がそれぞれにおいて採用した職員が、それぞれの職員数の大半を占めている状況 ○ 社会保険事務局をまたがった人事異動は皆無 	<p>は、実施に向けて事務処理要領の見直しを行い、「ファクシミリによる年金相談の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社会保険庁運営部企画課長通知）等により、平成 17 年 4 月 18 日から実施</p> <p>→○ 全国組織としての一体感の醸成、本庁と地方社会保険事務局間の相互の緊密な連携、広い視野に立った人材の育成といった観点から、平成 17 年 4 月 1 日付け人事異動において、以下のとおり、人事交流の拡大を実施</p> <table border="1" data-bbox="1182 890 2020 1279"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人事交流の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁と社会保険事務局間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁から社会保険事務局 平成 16 年度に 161 人（38 事務局）→17 年 4 月 1 日現在 188 人（47 事務局）へ ・社会保険事務局から本庁 平成 16 年度に 32 人（23 事務局）→17 年 4 月 1 日現在 51 人（38 事務局）へ </td> </tr> <tr> <td>社会保険事務局間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月 1 日付けで 42 人実施 （人事交流を 17 年度中に 100 人規模で行う予定） </td> </tr> </tbody> </table>	区分	人事交流の実施状況	本庁と社会保険事務局間	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁から社会保険事務局 平成 16 年度に 161 人（38 事務局）→17 年 4 月 1 日現在 188 人（47 事務局）へ ・社会保険事務局から本庁 平成 16 年度に 32 人（23 事務局）→17 年 4 月 1 日現在 51 人（38 事務局）へ 	社会保険事務局間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月 1 日付けで 42 人実施 （人事交流を 17 年度中に 100 人規模で行う予定）
区分	人事交流の実施状況						
本庁と社会保険事務局間	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁から社会保険事務局 平成 16 年度に 161 人（38 事務局）→17 年 4 月 1 日現在 188 人（47 事務局）へ ・社会保険事務局から本庁 平成 16 年度に 32 人（23 事務局）→17 年 4 月 1 日現在 51 人（38 事務局）へ 						
社会保険事務局間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月 1 日付けで 42 人実施 （人事交流を 17 年度中に 100 人規模で行う予定） 						

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>5 厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施</p> <p>【勧告】</p> <p>○ 厚生労働省は、第1次勧告及びこの第2次勧告で指摘した事項を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表すること。</p> <p>(説明)</p> <p>・ 実施庁については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、府省の長は、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。</p> <p>○ 当省は、第1次勧告及び第2次勧告において、適用業務の的確な実施、保険料徴収業務の的確な実施、被保険者等に対するサービス改善等について、様々な改善点を勧告</p> <p>これらの勧告事項については、社会保険庁において早急に改善に向けて取り組むことが重要</p> <p>○ 厚生労働省においては、社会保険庁が達成すべき目標を設定し、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表することが必要</p>	<p>→① 「平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標」の策定に当たって、</p> <p>ア 国民年金の保険料納付率：69.5%</p> <p>イ 口座振替実施率：37.1%</p> <p>ウ その他、目標項目全般にわたって、例えば、年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努めることに関する数値目標として、請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数を「老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)」、「遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)」、「障害基礎・障害厚生年金：3か月半以内」とする等</p> <p>可能な限り数値目標を増設</p> <p>→② 平成16年度実績に係る評価については、17年8月から開始。その際、「平成16年度において社会保険庁が達成すべき目標」において数値目標を設定していない項目についても定量的な指標の推移を可能な限り把握することや各項目に係る具体的な取組みの内容を把握すること等により、的確な評価を実施・公表する予定</p>

年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－ の勧告に伴う改善措置状況（その後の回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成16年6月～16年12月
- 2 調査対象機関 厚生労働省、市町村

【勧告日及び勧告先】 平成16年10月8日 厚生労働省に対し勧告（第1次）
平成16年12月3日 厚生労働省に対し勧告（第2次）

【回答年月日】 厚生労働省 平成17年10月5日

【その後の改善措置 厚生労働省 平成20年3月31日
状況に係る回答年
月日】

【行政評価・監視の背景事情等】

- 年金法案の国会審議やマスコミの報道を通じて、社会保険庁の年金業務の問題点が顕在化。特に国民年金の未加入問題や未納問題について、世論の厳しい批判
- 平成16年5月14日の麻生総務大臣の指示を受け、国民年金業務を中心として行政評価・監視に着手

<第1次勧告>

1 適用業務等の的確な実施

【勧告】

- 住基ネットシステムを活用することにより、
 - ① 第1号未加入者を把握すること。
 - ② 年金受給権者の現況届を廃止すること。
 - ③ 年金受給権者及び被保険者の氏名及び住所変更届を廃止することを検討すること。

(説明)

- ・ 国民年金の被保険者
 - i) 第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次のii)及びiii)のいずれにも該当しないもの
 - ii) 第2号被保険者：厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者
 - iii) 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満のもの
- ・ 第1号未加入者（第1号被保険者になるべき者であって、加入手続を行っていないため基礎年金番号を有していないもの）は、平成13年10月現在、63.5万人

- 20歳に到達する者のうち、第1号未加入者の把握については、既に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）を活用
- 年金受給権者の現況届（年1回）、氏名及び住所変更届については、住基ネットシステムを利用できるとされていることから、住基ネットシステムの活用により、その廃止が可能

- ：「回答」時に確認した改善措置状況
- ⇒：「その後の回答」時に確認した改善措置状況

- ① 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用した第1号未加入者の把握については、実施に向けて検討中（システム開発に要する経費：平成18年度予算概算要求額2.5億円）
- ⇒① 第1号未加入者を把握するため、住基ネットから情報の提供を受けられる規定を盛り込んだ「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第110号。以下「事業改善法」という。）が平成19年6月に成立。現在、平成20年度中の運用開始を目指して、システムを開発中
- ② 住基ネットを活用した年金受給権者の生存確認については、平成18年度中に実施できるよう、平成16年10月からシステム開発に着手（開発経費：17年度6.6億円、18年度予算概算要求額5.1億円）
- ⇒② 住基ネットを活用した年金受給権者の生存確認については、平成18年10月から実施開始。これにより現況届の提出が原則不要
- ③ 年金受給権者及び被保険者の氏名及び住所変更のための住基ネットの活用については、業務面の課題（基礎年金番号で管理している住所情報と住基ネットの住所情報との相違する場合の確認方法等）や費用面を勘案しつつ、検討中
- ⇒③ 年金受給権者・被保険者の氏名及び住所変更のための住基ネットの活用については、事業改善法案に盛り込み国会に提出し、平成19年6月に成立。現在は、システムを開発中であり、社会保険オンラインシステム刷新後の平成23年4月に施行予定

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施</p> <p>【勧告】</p> <p>① 厚生労働省（本省）は、保険料納付率の年度別の目標値を設定するとともに、口座振替実施率について、毎年度、目標値を設定すること。</p> <p>② 社会保険庁は、納付督促等の実施に当たって、毎年度、それぞれの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、社会保険事務局等の業務管理を行うこと。</p> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料徴収業務は、平成 14 年度に市町村から国（社会保険庁）へ移管 ・ 第 1 号被保険者の保険料納付率の推移 平成 9 年度 79.6%→13 年度 70.9%→14 年度 62.8%→15 年度 63.4% ・ 口座振替実施率 平成 15 年度 35.1% <p>○ 厚生労働省は、平成 19 年度までに保険料納付率 80%を社会保険庁の中期目標として設定。しかし、年度別の具体的目標値は未設定</p> <p>○ 毎年度、戸別訪問による納付督促等の実施件数などについて具体的目標値を設定し、これにより社会保険事務局等の業務管理を行うことが効果的。しかし、社会保険庁は目標値を未設定</p>	<p>→① 平成 17 年 3 月、「平成 17 年度において社会保険庁が達成すべき目標」において、17 年度の国民年金保険料納付率の目標値を 69.5%、口座振替実施率についても、新たに目標値 37.1%と設定</p> <p>⇒① 平成 19 年 2 月、「平成 19 年度において社会保険庁が達成すべき目標」において、19 年度の国民年金保険料納付率の目標値を 80.0%に設定、口座振替実施率については、クレジットカード納付の導入に係る法改正等も踏まえ、国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）において数値目標を 42.0%と設定</p> <p>→② 平成 19 年度に国民年金保険料納付率 80%を達成するため、16 年 10 月、社会保険事務所ごとに「国民年金保険料収納に係る年度別の行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定</p> <p>また、平成 16 年度の行動計画の実施結果については、各社会保険事務局からの報告を基に集計・分析し、その結果を「17 年度（下半期）行動計画」に反映させ、的確な納付督促業務の進ちょく管理を行う予定</p> <p>⇒② 平成 17 年度、18 年度及び 19 年度においても、社会保険事務所ごとに行動計画を策定し、納付督促等の実施に当たって、電話納付督促件数、戸別訪問督促件数、催告状発行件数などの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、全国の社会保険事務局等の業務管理を実施</p> <p><参考></p> <p>第 1 号被保険者の保険料納付率の推移 平成 15 年度 63.4%→16 年度 63.6%→17 年度 67.1%→18 年度 66.3%</p>

3 被保険者等に対する情報の積極的な提供

【勧告】

- 基礎年金番号以外の年金手帳記号番号の照会に回答のなかった者等に対して、例えば、納付書を送付する際、自己の加入歴の状況を申し出るよう注意喚起する等の措置を講ずること。

(説明)

- ・ 基礎年金番号導入前の公的年金制度の加入者の記録については、国民年金、厚生年金保険、共済保険のそれぞれの保険者ごとに年金手帳記号番号で管理
- ・ 平成9年1月時点の基礎年金番号付番件数：約1億156万件

- 社会保険庁は、基礎年金番号の付番時に複数の年金手帳記号番号を有すると思われた者約1,880万人のうち、平成10年から15年度までの6年間で約1,330万人に照会し、約950万人を基礎年金番号に統合しかし、残りの回答がなかった者等約380万人については、フォローを未実施

4 社会保険事務局等の定員配置の見直し

【勧告】

- 業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討すること。

(説明)

- ・ 社会保険事務局等の平成16年度末定員
社会保険庁1万7,466人のうち1万6,582人 (本庁884人)

- 職員1人当たりの被保険者数、基礎年金受給者数及び事業所数を単純

- 基礎年金番号以外の年金手帳記号番号の照会に回答のなかった者等に対しては、平成17年度末に納付書を送付する際又は広報を通じて、基礎年金番号に未登録の年金手帳記号番号を社会保険事務所に届け出ることについて注意を促すことができるよう検討中

- ⇒○ 「納付書を送付する際の注意喚起」については、対象者が国民年金の被保険者だけに限定されるため、広く厚生年金の被保険者も含む全被保険者に実施

具体的には、i)平成16年3月から58歳到達者に対して年金の加入記録の通知を送付し、ii)19年3月からは、35歳到達者に対し、「ねんきん定期便」として年金加入記録の通知を送付し、自己の加入歴の状況を申し出るよう注意喚起しているほか、iii)基礎年金番号に結び付いていない年金記録(約5,000万件)と基礎年金番号が付番された記録については、名寄せを行い、その結果、記録が結び付く可能性があると思われる者に対し、20年3月までに「ねんきん特別便」を送付し、iv)それ以外の被保険者と年金受給者には、20年10月までを目途に「ねんきん特別便」を送付し、自己の加入歴の状況を申し出るよう注意喚起する予定

- 社会保険事務局等の非常勤職員を含む人員配置の見直しについては、平成17年度からの3か年計画で、各年度の退職(予定)者数を踏まえ、新規採用者の配置の調整や人事異動等の実施により段階的に行う予定

- ⇒○ 社会保険事務局等の定員配置の見直しについては、職員1人が年間236日、1日7.5時間で処理できる業務量を1として、社会保険事務局別に総業務量を試算し、総業務量に対する職員の比率が全国同率とな

主な報告事項

合計して比較すると、総じて都市部を抱える社会保険事務局等が地方の社会保険事務局等より数値が高く、社会保険事務局間でかなりの格差（最大3.4倍の格差）あり

- ・ 定員1人当たり業務対象数（全国平均）：3,418.6
- ・ 定員1人当たりの業務対象数が最も多い事務局（千葉）：7,311.9
- ・ 定員1人当たりの業務対象数が最も少ない事務局（鳥取）：2,162.3

<第2次勧告>

1 適用業務の的確な実施

【勧告】

- 職権適用に係る全国統一的手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

（説明）

第1号被保険者 2,240万人 (平成15年度末)	第1号未加入者 (基礎年金番号なし) 69.5万人(推計)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり) 92.2万人(推計)のほとんど
国民年金原簿記載	国民年金原簿未記載(職権適用対象者)	

- ・ 厚生年金等の被用者年金の加入者（第2号被保険者）及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。
- ・ 社会保険庁は、第1号種別変更未届出者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知（勧奨状の送付）を行うよう、社会保険事務局等に指示。

- 調査9社会保険事務局の勧奨状の送付結果をみると、2回目は効果が著しく低い

- ・ 76.3万人中、1回目（2か月後）で届出33.7万人、2回目（6か月後）で届出7.3万人（9.6%）、勧奨効果なし35.4万人（46.3%）

厚生労働省が講じた改善措置状況

るよう定員を見直し。その後、退職（予定）者数を踏まえた新規採用者の抑制や社会保険事務局間の人事異動等を実施し、全国社会保険事務局等で平成17年度においては132人、18年度においては170人、19年度においては218人の常勤職員の人員配置の見直しを実施

- 転退職により厚生年金保険から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者に係る職権適用の実施については、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」（平成17年4月20日付け社会保険庁年金保険課長通知）により、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者を職権適用予定者とするなど全国統一的手続を示した上、職権適用の実施を指示
- ⇒○ 平成18年度においては、約404万件的勧奨状を送付し、そのうち送付後4か月を経過しても届出のなかった約28万人に対して住民票の確認を行い職権で適用

主な報告事項

厚生労働省が講じた改善措置状況

○ 届出勧奨に応じない者の取扱いをみると、ほとんどの社会保険事務所が放置

- ・ 職権適用未実施：35 事務所中 30 事務所（85.7%）。

2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

【報告】

- ① 口座振替実施率の低い社会保険事務局等は、口座振替の勧奨を一層推進すること。
- ② 強制徴収手続を行う対象者を拡大すること。
- ③ 保険料収納に結び付けるという成果を上げることについて、委託業者や国民年金推進員のインセンティブが働くよう、経費増加を招かない範囲で、その報酬に成果主義の要素を盛り込むこと。
- ④ 上記のほか、現在の収納対策について、費用対効果を勘案しつつ、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直しを行うこと。

(説明)

- ・ 社会保険庁は、保険料収納を行うため、平成 14 年度から国民年金推進員（非常勤の国家公務員、15 年度予算額：50 億円（1,948 人））を全国の社会保険事務所に配置。また、電話納付督促は民間業者に委託（平成 16 年度予算額：18 億円）
- ・ 平成 15 年度から強制徴収を実施（15 年度の強制徴収手続対象者数：約 1 万人）
- ・ 社会保険庁は、平成 16 年 10 月、「国民年金保険料収納に係る年度別の行動計画」（アクションプログラム）を公表

○ 納付率の向上には、保険料の口座振替の推進が効果的。しかし、積極的に取り組んでいるところは、極めて少ない

- ・ 全国の口座振替実施率：35.1%（平成 15 年度末）
- ・ 調査 18 社会保険事務局中、最高 54.2%（福井）、最低 25.1%（大阪）

→① 保険料の口座振替の推進については、「国民年金保険料の口座振替による納付の促進について」（平成 16 年 10 月 21 日付け社会保険庁年金保険課長通知）により、目標を設定。また、社会保険庁の広報誌「THE NEWS こくねん第 8 号」（17 年 3 月 30 日発行）に口座振替勧奨の取組事例を特集で掲載・紹介する等口座振替の勧奨を一層推進

⇒① 平成 19 年度においては、行動計画年間スケジュールに沿って、優良自主納付者及び現年度新規未納者に対し、口座振替促進に係るダイレクトメールを送付し、全国的・統一的に口座振替の勧奨業務を推進

→② 平成 16 年度における強制徴収手続は、最終催告状を 3 万 1,497 人（平成 15 年度の約 3 倍）、督促状を 3,780 人に送付し、財産の差押えを 220 人に対して実施

また、平成 17 年度は、強制徴収手続の対象者を 10 万人程度に拡大

⇒② 平成 18 年度における強制徴収手続は、最終催告状を 31 万 551 人（17 年度の約 1.8 倍）、督促状を 10 万 890 人に送付し、財産の差押えを 5,833 人に対して実施

また、強制徴収の要員については、平成 19 年度に 18 年度の 700 人体制から 500 人増の 1,200 人体制に増加させ、強制徴収対象者を年間 60 万人程度に拡大

→③ 電話納付督促業務の委託については、「平成 17 年度の国民年金電話納付督促に係る委託契約について」（平成 17 年 2 月 25 日付け社会保

主な報告事項

- 過去2年間全く保険料を納付していない未納者だけで327万人に上る状況にある中で、強制徴収手続を行う対象者(社会保険庁計画)は平成16年度の3万人では不十分
 - ・ 強制徴収手続対象者数(社会保険庁計画)は、平成15年度1万人、16年度3万人
 - ・ 調査18社会保険事務局では、平成15年度、強制徴収手続着手(最終催告状・督促状)により、約7割が納付
 - ・ 平成15年度に新規発生分の未納保険料:約1兆円。
- 現在委託等により実施されている保険料収納対策は、保険料収納増に向けた有効なインセンティブがない状況
 - ・ 国民年金推進員1人当たりの年間保険料収納額(調査242人の平均):約585万円、年間人件費:約257万円(人件費率43.9%)
 - 個別にみると、224万円の給与で2,700万円を収納する者、他方で収納実績が全くない者あり。
 - ・ 委託業者による電話納付督促については収納効果の把握なし
- 保険料納付率は、現在の収納対策等を漫然と強化するだけで、行動計画を達成できるかどうか、明らかでない
 - ・ 平成15年度63.4% → 19年度80%(中期目標)
 - ・ 行動計画:平成19年度は実際に納付される保険料月数を15年度比+10%(19年度で1,916億円増収目標)
 - ・ 実際に納付された保険料月数は長期的減少傾向(平成15年度は元年度比▲10%)

厚生労働省が講じた改善措置状況

庁経理課長補佐・国民年金事業室長補佐連名事務連絡)により、平成17年度から委託要領に目標接触率等の数値目標を盛り込み、達成できない場合は、その原因等について報告させるよう指示済み

また、国民年金推進員については、「国民年金推進員の取扱いについての一部改正について」(平成17年3月30日付け社会保険庁総務課長・職員課長・経理課長・年金保険課長連名通知)により、i)給与は、17年10月分から、A(17万6,000円)からE(14万4,000円)までの5段階に格付けし、ii)期末給与及び勤勉給与は、17年12月支給分から保険料収納に係るインセンティブが働く措置を講ずる予定

【国民年金推進員の給与】

区分	月額	備考
A	17万6,000円	上位10%以内
B	16万8,000円	上位25%以内(Aを除く。)
C	16万円	上位45%以内(A、Bを除く。)
D	15万2,000円	上位75%以内(AからCを除く。)
E	14万4,000円	AからD以外の者

⇒③ 電話納付督促業務の委託について、平成18年度から、接触率の算出方法及び督促業務の実施期間を統一し、目標接触率の達成度に応じて委託事業者を支払う委託費を増減額(最大1.15%、最少0.85%)する仕組みを導入。19年度においても、引き続き、同様の措置を講じているところ

【支払う委託費の増減割合】

接触率	~59%	60~64%	65~69%	70~79%	80~84%	85~89%	90~
増減率	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15

また、国民年金推進員については、i)給与は、平成17年10月分

主な報告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>3. 被保険者等に対する窓口サービスの改善</p> <p>【報告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口の配置数について、相談者数等を基本にして見直すこと。また、年金相談センターについては、相談者数等に基づく設置基準を定めるとともに、当該設置基準を充たさないものについては、速やかに廃止・移転すること。</p> <p>② ファックスによる年金相談の受付の実施を徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁は、全国 312 の社会保険事務所に「年金相談窓口」を設置。 ・ 都市部の 71 社会保険事務所には、これに加えて年金相談センターを設置。 <p>○ 待ち時間を把握できた 51 社会保険事務所等の中には、1 時間以上が 16 社会保険事務所等 (31.7%) あり</p> <p>○ 年金相談窓口で対応するために常時配置されている職員 1 人当たりの来訪相談者数を比較すると、格差 (最大 2.3 倍の格差) あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口職員 1 人・1 日当たりの相談者受付数 (全国平均) : 22.3 人 	<p>から予定どおり、A から E までの 5 段階の格付けに基づき支給、ii) 期末給与及び勤勉給与は、平成 17 年 12 月支給分から予定どおり、保険料収納に係る支給割合に基づき支給</p> <p>→④ 上記①から③までのほか、平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所の収納業務について市場化テストのモデル事業を活用予定</p> <p>⇒④ 市場化テストのモデル事業として実施していた国民年金保険料の収納事業については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成 18 年法律第 51 号) において、民間競争入札の対象事業として規定されたところであり、平成 19 年 10 月から 95 か所の社会保険事務所を対象を拡大した上で実施中</p> <p>→① 平成 17 年 10 月を目途に、社会保険庁において年金相談者数等に基づく適正窓口数等に関する基準を定め、各社会保険事務局に対し、当該基準に応じて見直すよう指示することを予定</p> <p>また、年金相談センターについても平成 17 年 10 月を目途に、相談者数等に基づく設置基準を定め、当該設置基準に基づいて速やかに移転・廃止に努める予定</p> <p>⇒① 社会保険事務所の相談窓口の配置の在り方については、「年金記録相談の特別強化体制」の実施により、多くの者が来訪している状況であり、「ねんきん特別便」の送付や団塊の世代の退職による年金相談の著しい増加が生じていることなどから、これらの点を踏まえ、引き続き検討しているところ</p> <p>また、年金相談センターの相談窓口の配置の在り方については、平成 17 年 6 月に、1 日 1 窓口当たりの来訪者数が、年金相談センター 15 人未満、かつ、管理社会保険事務所 20 人未満で合計来訪者数が 3.5 万</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口職員1人・1日当たりの相談者受付数が多い事務所 島田：31.3人 旭川：28.5人 静岡：28.4人 ・ 窓口職員1人・1日当たりの相談者受付数が少ない事務所 諫早：13.8人 徳島北：14.5人 徳島南：14.6人 <p>○ 調査した52社会保険事務所等では、ファックスによる相談を受理していないところあり（12社会保険事務所、9年金相談センター）</p> <p>4 人事交流の推進</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ 速やかに社会保険庁（本庁）・社会保険事務局相互間、社会保険事務局相互間における人事交流の拡大に着手すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>○ 本庁、社会保険事務局相互間、社会保険事務局相互間における人事異動がほとんど行われていないため、業務能率の向上及び職員の適正配置の観点から、人事異動の拡大が必要</p>	<p>人未満の箇所を廃止の対象とし、廃止の対象とする年金相談センターについては、効率性の観点から、所管する当該社会保険事務所の相談窓口で対応するよう各社会保険事務局に考え方を提示</p> <p>その結果、平成19年4月までの間に全国18か所の年金相談センターを廃止</p> <p>⇒② 耳が不自由な方のためのファックスによる年金相談の受付については、「ファクシミリによる年金相談の実施について」（平成17年3月31日付け社会保険庁運営部企画課長通知）等により、平成17年4月18日から実施</p> <p>⇒② 耳が不自由な方のためのファクシミリによる年金相談については、平成17年5月から19年3月までに2,317件の相談に対応</p> <p>→○ 平成16年度における本庁・社会保険事務局相互間を人事異動した職員の配置数193人に対し、平成17年4月1日現在における同職員の配置数は239人と拡大。また、平成17年度に初めて社会保険事務局相互間で人事異動を実施し、同年4月1日現在では42人を配置</p> <p>⇒○ 平成19年4月1日現在において、本庁・社会保険事務局間を人事異動した職員の配置数は268人となり、社会保険事務局相互間を人事異動した職員の配置数についても354人に拡大</p>

5 厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施
【勧告】

- 厚生労働省は、第1次勧告及びこの第2次勧告で指摘した事項を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表すること。

(説明)

- ・ 実施庁については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、府省の長は、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。
- 当省は、第1次勧告及び第2次勧告において、適用業務の的確な実施、保険料徴収業務の的確な実施、被保険者等に対するサービス改善等について、様々な改善点を勧告
これらの勧告事項については、社会保険庁において早急に改善に向けて取り組むことが重要
- 厚生労働省においては、社会保険庁が達成すべき目標を設定し、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度の確に評価し、公表することが必要

- 「平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標」の策定に当たって、i)国民年金の保険料納付率69.5%、ii)口座振替実施率37.1%の数値目標を設定したほか、iii)年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努めることに関する数値目標として、請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数を、老齢基礎年金・老齢厚生年金については2か月以内(加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)、遺族基礎年金・遺族厚生年金については2か月以内(加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)、また、障害基礎年金・障害厚生年金については3か月半以内とするなど可能な限り数値目標を増やして設定
- ⇒○ 平成16年度の目標に対する実績評価については平成17年10月20日に、17年度の目標に対する実績評価については18年11月28日に、18年度の目標に対する実績評価については19年12月27日に公表済み
平成19年度の目標設定については、公表している16年度及び17年度の評価結果を踏まえるとともに、社会保険事業運営評議会等の御意見を踏まえた上で、平成19年2月28日に目標を設定
平成20年度の目標設定については、過去の評価結果を踏まえるとともに、政策評価に関する有識者会議社会保険庁評価ワーキンググループ及び社会保険事業運営評議会等での御意見を踏まえた上で、平成20年3月13日に目標を設定